

# 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年7月改定

## 基本方針

小平市立小平第六中学校は、生徒全員が安心して学校生活を送れることを目指して、いじめ問題に対して「いじめは絶対に許さない」という思いで取り組む。

### 1 いじめに対する基本的な取組

- (1) 「いじめ」はどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという認識をもつ。
- (2) 人権侵害である「いじめ」を絶対に許さない学校をつくる。
- (3) いじめられている生徒が、安心して学校生活を送れることを目指す。
- (4) いじめられる生徒に対しては、「いじめは絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行い、いじめを直ちにやめさせ、いじめを行った生徒の背景の理解と解消に努め、いじめの再発やいじめの連鎖を防止する。
- (5) 「いじめ」を見て見ないふりをする周りの生徒に対しては、いじめの助長につながることに気付かせる。
- (6) コミュニティ・スクールとして保護者・地域の情報や教育力を最大限に生かすとともに、関係諸機関との連携協力に努め、いじめを生まない土壌づくりを行う。

### 2 未然防止に向けて

- (1) 日々の授業や特別活動における話し合い活動の充実を図り、他者から認められる経験や他者と協力して問題を解決する経験を通して、自尊感情や所属意識を高め、居場所づくりや絆づくりを促進する。
- (2) 道徳科や学級活動を通して、他者に対する思いやりの心や規範意識、集団の在り方についての学習を深めるとともに、いじめ防止についての指導を行う。
- (3) 日頃から生徒や保護者に対して悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用する。
- (4) 教師自身が生徒を傷付けたり、他の生徒による「いじめ」が助長したりすることがないように細心の注意を払う。
- (5) 生徒会が中心になり、生徒による主体的ないじめ防止の取組を推進する。
- (6) 教員のいじめへの正しい認識と人権感覚を磨くために教員研修（年3回以上）の充実を図るとともに、いじめ相談体制、相談窓口の整備をする。
- (7) 情報モラル教育を徹底し、情報を収集する。
- (8) コミュニティ・スクールとして、いじめ問題の未然防止に向けて保護者や地域と連携し、地域社会総がかりで対策を行う。

### 3 早期発見に向けて

- (1) 「いじめ」は、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域社会が一丸となって実態把握に努める。（インターネットを通じて行われるものを含む。）全ての教職員が生徒の悩みや不安に対して、適切に相談に応じられるようにして、生徒や保護者に、教職員が気軽に相談に応じられることを伝える。
- (2) 生徒の普段の様子を観察や毎学期のアンケート実施を通して、日頃から生徒の声に耳を傾ける。
- (3) 小平市教育委員会との間で、いじめ問題についての報告・連絡・相談を緊密に行う。
- (4) 授業では生徒にとって分かる授業、生徒同士が話し合い、学び合う授業などを通して、互いのよさを認め合えるようにする。休み時間や放課後の生徒の行動も注意して見守る。
- (5) PTA、コミュニティスクール委員、「学校サポートチーム」委員、地域住民等が、いじめを含む生徒の気になる様子を見聞きした場合には、速やかに学校に連絡してもらえよう連携・協力体制を築く。
- (6) 地域行事に積極的に参加することを通して、地域と日常的に連携し情報の共有に努める。

#### 4 早期解消に向けて

- (1) 「いじめ」につながるであろう「いじめの芽」（軽微なものも含む）を把握したら、当該学年主任・当該学年職員・その他関係教職員等で事案の調査・対応を行う。調査・対応の結果、軽微とは思われない事案と判断を改めた場合には、いじめ問題対策委員会（管理職、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、養護教諭）を組織し、詳細な事実確認に基づき、適切な対応を組織的に行い、当該生徒が自信をもち、安心してこれからの学校生活を歩めるように対応する。いじめ問題対策委員会は対応を適切に行うために、追加の構成員（外部の専門職を含む）が必要と思われる場合は、管理職と相談し、校長が事案に応じた補充構成員を任命する。
- (2) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪させる。
- (3) 法を犯す行為に対しては、早期に警察・児童相談所等に相談し協力を求める。
- (4) 学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (5) 「いじめ」が解消した後も、生徒のケアはもちろん、保護者と継続的に連絡を取り合う。

#### 5 重大事態への対処

- (1) 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会に報告し、警察や関係諸機関とも連携して解決に向けて徹底した対応を図る。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始していく。
- (2) いじめ問題対策委員会を中心とし、直ちに調査を行う。調査結果を教育委員会に報告する。
- (3) 被害生徒及びその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係等必要な情報を適宜、適切に報告する。

#### 6 いじめ発見から解決まで

- (1) いじめの情報の把握と事実の確認  
学年会議・生活指導部会・いじめ対策委員会（企画委員会第2部）等で情報共有を行う。
  - ①情報の把握
    - ・いじめが疑われる言動・本人からの訴え・周囲の生徒からの情報・地域社会からの情報
    - ・アンケート調査の回答・保護者からの訴え・他の教員からの情報
    - ・プリントやワークなどの提出物から気になる言葉を発見
    - ・小学校等からの引き継ぎ、就学支援シートなどの情報
    - ・日常の言動や態度、成績などの急激な変化
  - ②事実の確認
    - ・内容の真偽について、当該生徒・保護者に確認する。
    - ・当該学年主任や関係教職員を中心に事実の確認を行い、事案の調査を行う。
    - ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。
- (2) 事実の究明  
いじめの状況、きっかけを聞き、事実に基づいた指導を行うようにする。
- (3) いじめを受けている生徒への指導
  - ①基本的な姿勢
    - ・いじめられた生徒の味方となり、守り通す姿勢を示す。
    - ・指導が終わり、解消しても見守りを継続する。
  - ②事実の確認
    - ・担任を中心に学年教員が対応する。
  - ③支援
    - ・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整える。
    - ・関係機関を効果的に活用し、人間関係の調整など、環境要因の調整をする。
  - ④経過観察
    - ・指導が終わり、いじめの解消後も、教員全体で当該生徒の様子を注意深く見守る。
    - ・面談などを定期的に行い、学校生活の情報を把握する。

(4) いじめを行った生徒の対応

①基本的な姿勢

- ・いじめの背景を理解しつつ、いじめの行為については毅然とした姿勢で指導をする。
- ・自分はどうすべきだったのか、この後の生活はどうすればよいのかを考えさせ、行動させる。
- ・経過観察を経て、よりよい手段を模索する。

②事実の確認

- ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・うそやごまかしのない事実確認を行う。

③指導

- ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁を許さない。
- ・いじめを絶対に許さない姿勢で臨み、他者の傷みを理解できるように指導をする。

④経過観察

- ・面談などを定期的に行い、学校生活の情報を得る。
- ・指導が終わり、いじめの解消後も教員全体で当該生徒の様子を注意深く見守る。

(5) 保護者への支援

①いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭に連絡し、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた生徒を守り、支援していくことを伝える。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②いじめを行った生徒の保護者との連携

- ・事実の確認後、経過を伝える。
- ・いじめを受けた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と生徒の変容を伝え、指導に対する理解を求める。

③教育委員会への報告

いじめの事実は、管理職より報告する。

④警察との連携

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に対して周知する。

(6) いじめの解消の判断規準

いじめの行為が少なくとも3か月継続して止んでいること、被害生徒が苦痛を感じていないことを目安とし、「いじめ問題対策委員会」にて検討した上で校長が判断する。また、いじめが解消されたと判断した後も日常的に注意深く観察し、継続的な指導・支援を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定  
〔最終改定：平成29年3月16日〕より抜粋）